

東石川一丁目自治会会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、東石川一丁目自治会規約（以下、規約という。）第12条資産および会計の規定に基づき、東石川一丁目自治会（以下、自治会という。）の会計処理に関して必要な事項を定める。

(適用)

第2条 自治会の会計処理は、全てこの規程の定めるところによる。ただし、その規程により難いときは、役員会の協議を経て別に処理することができる。

(会計区分)

第3条 自治会の会計は、一般会計と特別会計に区分する。一般会計とは、自治会の年度ごとの活動に関する財務会計をいい、特別会計は、神明会館の改築及び修繕の基金及び防犯灯の維持・増設に関する財務会計をいう。

(会計区分の目的)

第4条 自治会の運営は一般会計で行う。

2. 特別会計はその設定された目的以外に流用できないものとする。

(会計年度)

第5条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

第6条 会計責任者は、規約第7条で選任された役員とする。

(会計業務の範囲)

第7条 会計業務の範囲は下記による。

- ①現金・預貯金の出納ならびに、保管に関する事項
- ②帳簿の記帳及び同附属書類の作成ならびに、保管に関する事項
- ③自治会外部との現金の授受に関わる窓口機能に関する事項
- ④予算・決算に関する事項

(会計書類の保存と処分)

第8条 会計業務に関する帳簿及び同附属書類の保存期間は5年とする。

第2章 帳簿及び勘定科目

(備付帳簿)

第9条 自治会は、会計処理のため次の帳簿を備える。

① 主要簿

金銭出納帳

② 補助簿

備品管理台帳

(取引記録の手続き)

第10条 会計に関する取引はすべて会計伝票によって処理する。

2. 会計伝票の記載内容の訂正の必要が発生した場合は自治会長の承認を得るものとする。

(勘定科目)

第11条 収入に関する勘定科目は別表1で、支出に関する勘定科目は別表2で定めるものとする。

2. 勘定科目の新設、改廃及び整理等は役員会の議決を経て、確定させるものとする。

第3章 金銭会計

(金銭の定義)

第12条 本規程に定める金銭とは、現金及び預金をいう。

2. 会計担当は、常に現金残高ならびに預金残高を帳簿残高と照合する責を負う。

(出納)

第13条 出納業務において発生した書類や契約金融機関通帳の保管は会計担当とする。なお、銀行届出印は自治会長が保管し、必要に応じて会計担当に都度、貸与するものとする。

2. 支払いは、原則として指定金融機関振込みにより行うものとする。ただし、日常の小口支払いは、立替払いまたは仮払金による精算払いとし現金による支払いを認めるものとする。なお、清算は自治会宛の領収書の提出を原則とするが、少額精算は無記名のレシートでも可能とする。

3. 会計担当は前項の業務を行うため又は随時支払いに充当するため、一定額の現金を保有することを可能とする。

4. 現金受領及び外部からの入金、振込連絡または預金通帳の記帳による収納確認後、帳簿に記載する。

5. 自治会外部からの収納に関わる窓口は自治会長とし、その金銭処理は会計担当とする。

6. 行政からの補助金及び助成金に関しての申請並びに関連書類の作成と提出は自治会長が行い、必要に応じて、会計担当が補佐する。

(商簿の照合検査)

第 14 条 会計担当は、帳簿の出納に係る月次会計報告書及び記帳された指定金融機関通帳の写しを自治会長に提出し出納状況の確認を受けなければならない。

(金融機関との取引)

第 15 条 取引の口座は、自治会長とする。

2. 会計担当は受託者としてその業務を代行する。

第 4 章 予算

(予算編成)

第 16 条 自治会長は予算案を作成し、役員会で協議した後、総会で承認を得たうえでこれを執行する。

2. 新年度予算は前年度実績を基準とし、予測される特殊事情を勘案して策定する。

(予備費)

第 17 条 予見し難い予算不足が生じた場合は、予備費から充当することができる。

2. 予備費から支出する場合は、役員会の承認を経なければならない。

第 5 章 決算

(決算の目的)

第 18 条 決算は、各事業年度の会計記録を整理集計し、収支状況及び年度末の財務状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書)

第 19 条 当該年度収支決算書は、本規程第 11 条に示す勘定科目ごとにまとめた様式で会計担当が作成し、自治会長の承認を得る。

第 6 章 会計監査

(会計監査の目的)

第 20 条 会計監査は、監事が会計業務結果に対して監査し、不正・誤謬・脱落を防止し会計業務の健全化を図ることを目的とする。

(監査内容)

第 21 条 前条の目的を達成するために、その会計業務が規約や関連規程のどの規定によるかを含めて監査しなければならない。

附 則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

収入の部における各勘定科目に集計する費目は下表のとおりとする。

No.	勘定科目	内 容 (項 目)
1	繰越金	前年度からの繰越金を計上
2	会費	自治会員の会費
3	市補助金	<ul style="list-style-type: none"> ① 市政連絡事務委託料（市報やチラシ・パンフレット等の各世帯への配布事務：均等割円＋世帯割 250 円） ② 敬老会運営費補助金（市及び社協から） ③ 防犯灯維持管理費補助金（年額 1 灯につき 2,000 円） ④ 安全なまちづくり補助金（防災・防犯敷材 60,000 円＋30 円×世帯数） ⑤ 都市公園維持管理団体維持管理料（2,000 m²～：35,000 円） ⑥ 再生資源回収事業（1 kg 当たり 10 円） ⑦ 自治会活動 ICT 推進補助金（50,000 円/年）＊令和 5 年度で終了
4	社協助成金	<ul style="list-style-type: none"> ① 敬老会補助金（300 円/人） ② 福祉活動助成金（（基本額 20,000 円＋100 円/世帯） ③ 福祉活動補助金（会費納入額の 30%） ④ 小地域ネットワーク啓発助成金（全支部一律 20,000 円） ⑤ 小地域ネットワーク活動助成金（ネットワークあたり 4,300 円）
5	寄付金	他の団体又は個人から自治会へ寄付された金銭
6	雑収入	No.1～5 までのいずれにも属さない収入および預金利息
7	繰入金	特別会計から一般会計に繰入れされて収入となる金額

別表2

支出の部における各科目に集計する費目は下表のとおりとする。

No.	勘定科目	内 容 (項 目)
1	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ① 親睦会（夏祭り・西久保公園バーベキュー） ② 敬老会（お祝い・記念品） ③ 運動会（大島コミセン大運動会） ④ 防災・防犯活動（防災訓練、防犯パトロール） ⑤ 環境・美化活動（西久保公園草刈り・清掃、神明会館大掃除） ⑥ スポーツ、文化活動他
2	管理費	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議費（総会・役員会他） ② 事務費（自治会活動保険料、ホームページ運営費、事務消耗品他） ③ 慶弔費 ④ 活動補助費（市政連絡事務委託料、小地域ネットワーク） ⑤ 保険料（自治会活動保険(自治会連合会)） ⑥ 防犯灯電力料（防犯灯 44 基分） ⑦ 各種団体協力金・分担金（自治会連合会・コミセン・消防団等への会費、活動助成金他） ⑧ 神明会館維持管理費（光熱水費、火災保険料） ⑨ 助成金（神明クラブ） ⑩ 協賛金・募金（日本赤十字、赤い羽根、歳末助け合い） ⑪ 備品購入費（備品管理台帳で管理される物品の購入費） ⑫ 修繕費 ⑬ 雑費
3	積立金	神明会館修繕積立金
4	予備費	年度内での予算不足に充当する
5	繰越金	次年度への繰越金